



令和7年2月7日

# 令和7年第1回県議会定例会

## 条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案等	1
II その他の提出予定議案	4

### 《条例案等の内訳》

区分	令和7年度関係	令和6年度関係	計
条例の制定	2件	—	2件
条例の廃止	—	1件	1件
条例の改正	24件	12件	36件
工事請負契約等の締結	—	7件	7件
特定事業契約の変更	—	2件	2件
指定管理者の指定の変更	2件	—	2件
市町負担金	1件	2件	3件
その他	3件	3件	6件
計	32件	27件	59件
(参考) 予算関係	当初予算 22件	2月補正 17件	39件
合計	54件	44件	98件

神奈川県

## I 主な条例案等

<令和7年度関係>

### 【条例の改正】

#### ○ 職員定数の改正を行うもの3議案（資料1参照）

児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員の増員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例
- ② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- ③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

### 【その他】

#### ○ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款（資料2参照）

誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする新たな地方独立行政法人を設立するため、地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の定款を定める。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長兼独立行政法人化担当課長  
電話 045-285-0546]

## 資料1

### 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

#### 1 目 的

児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

#### 2 内 容

条例名	区分	改 正 (令和7年度) A	現 行 (令和6年度) B	差引増減 A-B
神奈川県職員定数条例	知 事	7,884 人	7,796 人	88 人
	公 営 企 業 管 理 者	1,004	1,003	1
	議 会	76	76	0
	選 举 管 理 委 員 会	5	5	0
	監 察 委 員	41	41	0
	人 事 委 員 会	35	35	0
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	833	802	31
	教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	12,076	11,991
		そ の 他 の 職 員	1,056	1,060
		小 計	13,132	13,051
	労 働 委 員 会	21	21	0
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	3	0
	合 计	23,034	22,833	201
市町村立学校職員定数条例	小 学 校	9,775	9,678	97
	中 学 校	5,610	5,562	48
	特 别 支 援 学 校	196	189	7
	高等學校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0
	合 计	15,600	15,448	152
神奈川県地方警察職員定数条例	警 察 官	警 視	394	393
		警 部	930	926
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,476	9,466
		巡 査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,967	4,959
		小 計	15,767	15,744
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,722	1,725	△3
	合 计	17,489	17,469	20
	総 計	56,123	55,750	373

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先

総務局組織人材部人事課長 本田 電話 045-210-2150

### 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款案の概要

#### 1 目 的

令和8年4月に、新たな地方独立行政法人を設立し、同時に県立中井やまゆり園を同法人による運営に移行するため、地方独立行政法人法に基づき定款を定める。

#### 2 内 容

##### (1) 地方独立行政法人の目的

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

##### (2) 地方独立行政法人の名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

##### (3) 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

##### (4) 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

##### (5) 役員

法人に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

##### (6) 役員の任命

ア 理事長は、知事が任命する。

イ 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

ウ 監事は、知事が任命する。

##### (7) 業務の範囲

ア 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。

イ 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。

ウ 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。

エ 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。

オ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

##### (8) 資本金

法人の資本金は、神奈川県が出資する。

#### 3 施行期日

法人成立の日

ともに生きる  
新子院

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部

介護サービス担当課長兼独立行政法人化担当課長 藤澤 電話 045-285-0546

障害サービス課独立行政法人化グループ

木下 電話 045-285-0547

## Ⅱ その他の提出予定議案

＜令和7年度関係＞

### 【条例の制定】

#### ○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

刑法の一部改正により、刑の種類のうち懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の整理をするもの。

[政策局政策部政策法務課長 電話 045-210-2410]

#### ○ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子どもの権利擁護や個別的なケアを推進するため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

### 【条例の改正】

#### ○ かながわボランタリー活動推進基金21条例の一部を改正する条例

寄附者が支援したいN P O法人を指定して寄附できる仕組みを導入するため、当該寄附金については神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会の諮問を経ずに基金の処分が可能となるよう、所要の改正を行う。

[政策局政策部N P O協働推進課長 電話 045-210-3700]

#### ○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴い、新たに知事の権限とされた承認製造者等の事務所等への立入検査等の事務を横浜市、川崎市及び相模原市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

#### ○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民の利便性の向上及び行政の効率化を目的に、道路交通法に基づく講習の実施に関する事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを活用するなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

#### ○ 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、統計調査の実施手続きをより迅速化するため、神奈川県統計報告調整審議会への諮問手続きを見直すなど、所要の改正を行う。

[政策局総務室（統計センター）企画調整担当課長 電話 045-210-3012]

#### ○ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

統計調査の実施手続きの見直しに伴い、神奈川県統計報告調整審議会の規定を削除するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の取扱いを見直すなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

川崎県税事務所の新築工事の完了に伴い、当該事務所を移転するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 職員の給与の改正を行うもの3条例

人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表の改定を行うなど、所要の改正を行う。

① 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

② 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

③ 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇の取得事由の拡大をするなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立にあたり、地方独立行政法人法第11条第1項の規定に基づき、新たな地方独立行政法人評価委員会を設置するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部行政管理課長 電話 045-210-2200]

○ 神奈川県環境保全基金条例の一部を改正する条例

基金の有効活用を図り、地域の環境保全の取組をさらに推進していくため、基金の処分に関する規定を追加するなど、所要の改正を行う。

[環境農政局総務室経理担当課長 電話 045-210-4030]

○ 認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例

栄養士法の一部改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、関係省令等が改正されたことに伴い、栄養士免許を有さない管理栄養士も職員の配置基準に位置付けるなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長 電話 045-210-3630]

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

[福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 電話 045-210-4900]

○ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、建築物への車椅子使用者用トイレの設置基準に関する規定を追加するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長 電話 045-210-4740]

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

○ 神奈川県ライトセンター条例の一部を改正する条例

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、同法に規定される視覚による表現の認識が困難な者を施設の利用者として追加するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長 電話 045-210-4700]

○ 精神保健指定医の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

精神保健指定医の安定した確保に向け、報酬額の引き上げを行うため、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部精神保健医療担当課長 電話 045-285-0227]

○ 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

水道法施行令の一部改正に伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格要件について、履修科目による区分を見直すなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

○ かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例

関連事務の移譲を受けている市町村が犬猫の引き取り等を行った場合にも、基金を活用できるようにするため、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

○ 神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅の住宅セーフティネット機能を強化するため、子育て世帯向け住宅の入居者資格について、子どもの年齢要件を拡大するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

水道法施行令の一部改正に伴い、県営上水道の水道技術管理者等の資格要件を見直すなど、所要の改正を行う。

[企業局水道部経営課長 電話 045-210-7210]

## 【指定管理者の指定の変更】

今後の施設の方向性について、十分な検討期間や準備期間を確保するため、現指定管理者の指定期間を延長する。

施設の名称	指定期間		指定管理者の名称
	変更後	変更前	
愛名やまゆり園	H28. 4. 1～R10. 3. 31	H28. 4. 1～R8. 3. 31	社会福祉法人かながわ共同会
厚木精華園	H28. 4. 1～R10. 3. 31	H28. 4. 1～R8. 3. 31	社会福祉法人かながわ共同会

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

## 【市町負担金】

### ○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農水産部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農水産部水産課長 電話 045-210-4530]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

## 【その他】

### ○ 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

### ○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の認可について

県が指示した第四期中期目標（令和7年度から令和11年度まで）を達成するため、神奈川県立病院機構が策定した中期計画について認可する。

[健康医療局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

## <令和6年度関係>

## 【条例の廃止】

### ○ 収入証紙に関する条例を廃止する条例

収入証紙制度を廃止することに伴い、条例を廃止する。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

## 【条例の改正】

### ○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人を削除するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 神奈川県立県民ホール条例の一部を改正する条例

県民ホール本館の休館に伴い、指定管理者が管理する施設等の対象範囲を見直すとともに、物価高騰の影響等に対応するため、神奈川芸術劇場の利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正を行う。

[文化スポーツ観光局文化課長 電話 045-210-3800]

○ 神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部を改正する条例

物価高騰の影響等に対応するため、近代文学館の利用料金の上限額の引上げについて、所要の改正を行う。

[文化スポーツ観光局文化課長 電話 045-210-3800]

○ 神奈川県立音楽堂条例の一部を改正する条例

物価高騰の影響等に対応するため、音楽堂の利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正を行う。

[文化スポーツ観光局文化課長 電話 045-210-3800]

○ 神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例

国の交付金を受けて設置した神奈川県安心こども基金について、事業の実施期限が延長されたことに伴い、条例の期限を延長するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

○ 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

将来、県内の地域医療を担う医師の育成及び確保を図るための修学資金の貸付けについて、返還免除の要件に、やむを得ず県外で臨床研修を受けた場合も対象とする規定を追加するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

○ 神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例

物価高騰の影響等に対応するため、かながわ労働プラザの利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正を行う。

[産業労働局労働部雇用労政課長 電話 045-210-5730]

○ 神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

国が新たに示した手数料の考え方を踏まえ、建築士事務所の登録手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築安全課長 電話 045-210-6250]

○ 神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当法に基づく特例給付に関する規定を削除するなど、所要の改正を行う。

[教育局行政部教職員企画課長 電話 045-210-8130]

○ 神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例

物価高騰の影響等に対応するため、ふれあいの村の利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正を行う。

[教育局支援部子ども教育支援課長 電話 045-210-8212]

○ 神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

道路交通法施行令の一部改正を踏まえ、運転練習手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。

[警察本部交通部運転免許本部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111 内線211]

○ 自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴い、保管場所標章の交付に係る手数料の規定を削除するなど、所要の改正を行う。

[警察本部交通部駐車対策課課長代理 電話 045-211-1212 内線5261]

【工事請負契約等の締結】

	名 称	工事の場所	請負（委託）契約者	請負（委託）契約金額
①	主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事（その2）請負契約	県道42号（藤沢座間厚木）厚木市三田地内	オリエンタル白石・伊達・甲斐特定建設工事共同企業体	19億9,650万円
②	県営鶴ヶ峰団地公営住宅新築工事（2期一建築）請負契約	横浜市旭区鶴ヶ峰1-53-3	三木・三共特定建設工事共同企業体	10億5,717万4,338円
③	県営鶴巻団地公営住宅新築工事（1期一建築ー第1工区）請負契約	秦野市鶴巻南2-7外	門倉組・田中建設工業特定建設工事共同企業体	9億1,785万5,950円
④	県営鶴巻団地公営住宅新築工事（1期一建築ー第2工区）請負契約	秦野市鶴巻南2-7外	小島・勝俣特定建設工事共同企業体	12億4,794万8,493円
⑤	県営寒川新橋団地公営住宅新築工事（1期一建築ー第1工区）請負契約	高座郡寒川町宮山975-7外	株式会社正建	6億2,159万8,406円
⑥	県営二宮団地公営住宅新築工事（2期一建築）請負契約	中郡二宮町百合が丘三丁目82番1の一部	関野・山本特定建設工事共同企業体	17億8,909万2,976円
⑦	2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業委託契約	旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）	D S H神奈川県出展事業特定建設工事共同企業体	15億7,300万円

① [県土整備局道路部道路整備課長 電話 045-210-6420]

②～⑥ [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

⑦ [環境農政局農水産部国際園芸博覧会担当課長 電話 045-285-0337]

## 【特定事業契約の変更について】

契約に基づく物価変動による改定等に伴い、特定事業契約（PFI）を変更する。

名 称	契約者	契約金額		変更理由
		変更後	変更前	
① 県営上溝団地特定事業契約	大成ユーレック株式会社 大洋建設株式会社 株式会社小俣組 株式会社市浦ハウジング＆プランニング東京支店 株式会社むげん 株式会社美都住販	143億2,544万 1,902円	132億8,777万 6,645円	契約に基づく物価変動による改定等
② 県営追浜第一団地特定事業契約	小雀建設株式会社 株式会社金子設計 津久見建設株式会社	39億4,917万 3,148円	34億5,386万 5,800円	契約に基づく物価変動による改定等

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

## 【市町負担金】

### ○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農水産部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農水産部水産課長 電話 045-210-4530]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

## 【その他】

### ○ 債権の放棄について

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金の返還請求に係る債権等の3債権を放棄する。

①医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金の返還請求に係る債権  
(1債権 1,000,000円)

②新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求に係る債権 (2債権 600,000円)

① [健康医療局保健医療部医療整備・人材課長 電話 045-210-4860]

② [産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

### ○ 訴訟の提起について

#### 県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

## ○ 和解について

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帶保証人の長男及び長女に対する詐害行為取消請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所相模原支部からの和解勧告に基づき和解する。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]